

令和4年12月吉日

関係各位

大阪病診薬連携アライアンス発足について

謹啓

平素より大変お世話になり、心より御礼申し上げます。

従前より、天王寺区、北区では院外処方箋問い合わせ簡素化事業（以降、当事業）により、病院と保険薬局の連携を進め、地域医療の質向上を図ってまいりました。当事業は、患者サービスの向上に資するのみならず、地域の保険薬局薬剤師との協働の実践にて医師の業務負担軽減に繋がっており、医師、薬剤師が互いの立場を尊重し、地域医療の進展を実践できている好事例と考えます。

昨今、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ」が厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課から発出され、その中の「第4 具体的な対応の方向性② 対物業務の効率化(3) 院外処方箋における事前の取決め(プロトコール)に基づく問合せ簡素化」の記載があり、「医療機関の医師、薬剤師等の負担軽減、患者の迅速な医薬品の受取に繋がる」「薬薬連携の好事例であり、地域の薬剤師会が中心となり、病院薬剤師等と連携しながら、その導入を推進していくべき。」との記載があります。このことから、2016年11月に天王寺区を皮切りに、その後北区でも開始された「院外処方箋問い合わせ簡素化」は時代が望む連携の先駆けとなる事業であったと自負しています。今後も、従来の病院薬剤師と保険薬局薬剤師との薬薬連携を地域医療へ進化させた病診薬連携へと発展させることにより、新たな地域連携を模索し、発案及びその実践を進めてまいり所存です。

上記を踏まえ、今回、新たな施設の加入や地域拡大を進めるにあたり、従来の天王寺区病薬推進協議会の役割を発展的解消とし、北区の北野病院と住友病院、そして新たに東住吉森本病院、地域医師会、地域薬剤師会と共に良質な地域連携を希求する「大阪病診薬連携アライアンス」を発足する事といたしました。

今後も、大阪を先駆けとした新たな地域連携を推進し、患者さんのためとなる地域連携を通して、良質な医療の提供に貢献して参ります。

何卒、「大阪病診薬連携アライアンス」の活動をご理解戴き、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

発起人(施設五十音順)

医学研究所北野病院 理事長 稲垣暢也

大阪警察病院 院長 澤 芳樹

大阪赤十字病院 病院長 坂井義治

四天王寺病院 病院長 吉岡克宣

住友病院 院長 金倉 譲

第2大阪警察病院 院長 越智隆弘

早石病院 院長 早石宗右

東住吉森本病院 院長 寺柿政和

北区医師会会長 本出 肇

天王寺区医師会会長 片岸達夫

北区大淀薬剤師会会長 草分孝子

北区薬剤師会会長 坂東俊完

天王寺区薬剤師会会長 津田宜志

大阪病診薬連携アライアンス会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪病診薬連携アライアンスと称する。

(事務局)

- 第2条
- 1.本会の事務を処理するために、事務局を設ける。
 - 2.本会は、主たる事務局を大阪赤十字病院 薬剤部に置く。
 - 3.本会の主たる事務局管理者は、大阪赤十字病院 病院長とする。
 - 4.地域の事情を鑑み、地域事務局を設ける事ができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、多医療専門職の協議による良質な薬物療法の提供を通じ、地域住民への公衆衛生の向上及び増進に寄与し、地域住民の健康な生活を確保する事を目的とする。

(事業)

- 第4条
- 1.本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 本会加入施設の医療の質向上のための教育及び研修に関する事業
 - (2) 本会加入医師の業務負担軽減に資する事業
 - (3) その他本会の目的を達成するに必要な事業
 - 2.なお、詳細は別途、細則に定める

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 病院
- (2) 診療所(医科)
- (3) 診療所(歯科)
- (4) 薬局

(入会)

第6条 会員の入会は、自由意思によるものであり、入会希望するものは、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

- (1) 入会については、特に申し出がない限り、入会届提出の翌月月初日とする。ただし、10日以前である場合は、当月15日とする。

(入会金及び会費)

第7条 本会は、入会金及び会費は発生しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会する事ができる。

(1) 退会については、特に申し出がない限り、退会届提出の月末日とする。

(会員資格の変更)

第9条 会員は、名称及び住所等の変更があった場合は事務局にその旨を届け出るものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総会参加者の過半数以上の議決により、これを除名する事ができる。

(1) 本会の目的を妨げる、または妨げようとする行為があったとき

(2) 本会の名誉を毀損する行為があったとき

(3) 本会の会則に対し重大な違反があったとき

(会員資格の喪失)

第11条 第8条及び第10条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

(1) 会員施設が長期にわたりその業務を停止あるいは休止した場合

(2) 会員施設が経営移譲した場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第10条及び第11条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。

(会員情報)

第13条 会員の入退会情報は、事務局のホームページにて、施設名称、住所を公表する。

第4章 世話人

(構成および開催)

第14条 1.本会に3人以上の世話人を置く。

2.世話人会は、世話人をもって構成する。

3.世話人会における議決権は、世話人(施設)につき1件とする。

4.世話人会開催は不定期であり、特に開催時期を定めない。

5.世話人会開催時期については下記とする。

(1) 事務局が開催の必要を認めたとき

(2) 世話人の過半数が開催を求めたとき

(招聘)

第15条 世話人会は、事務局が招集する。

(進行)

第16条 進行役は、その世話人会において、出席者の中から選出する。

(役割)

第17条 世話人会は次に掲げる職務を担当する。

- (1) 本会の目的に沿った事業提案
- (2) 決定事業の適正化の確認
- (3) 地域事務局の設置に関する協議
- (4) 細則の制定
- (5) その他、会務の決定

(決議)

第18条 世話人会の決議は、世話人会の過半数が出席し、出席の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第19条 会員が世話人会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき世話人の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の世話人会の決議があったものとみなす。

(議事録等)

第20条 世話人会の議事については、事務局が作成する。

第5章 総会

(構成および開催)

第21条 1.総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2.総会における議決権は、会員(施設)につき1件とする。
- 3.総会開催は不定期であり、特に開催時期を定めない。
- 4.総会開催時期については下記とする。

- (1) 世話人会が開催の必要を認めたとき
- (2) 事務局が開催の必要を認めたとき
- (3) 会員の過半数が開催を求めたとき

(招集)

第22条 総会は、事務局が招集する。

(進行役)

第23条 進行役は、その総会において、出席者の中から選出する。

(権限)

第24条 1.総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 解散に関する事項
- (4) 世話人の選出
- (5) その他、本会則に定められた事項

2.前項の規定にかかわらず、この総会においてはあらかじめ目的である事項として通知

した以外の事項は、決議する事はできない。

(決議)

第25条 総会の決議は、総会参加者の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第26条 会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の過半数が書面、電磁的記録、又は他の会員を代理として同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(議事録等)

第27条 総会の議事については、事務局が作成する。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第28条 この会則は総会の過半数が出席し、出席の 2/3 以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 本会は、総会の決議その他、法的根拠にて解散する。

第7章 雑則

(細則)

第30条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は世話人会の決議により別に定める。

附則

I. この会則は、令和5年1月1日から施行する。

大阪病診薬連携アライアンス会則細則 Ⅰ
院外処方せん問い合わせ簡素化プロトコル

第1条 大阪病診薬連携アライアンスに参加する医療機関は、処方箋において下記に定めた事項について問い合わせを簡素化する事ができる。

1. 成分名が同一の銘柄変更
2. 剤型の変更
3. 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
4. 半割、粉碎あるいは混合
5. 一包化
6. 経過措置などによる一般名への変更による名称変更
7. 残薬確認後の処方せん日数変更
8. その他(世話人会の協議にて簡素化できるもの)

第2条 簡素化にあたっては、次の項目を遵守する。

1. コンコーダンスの考えを遵守し、アドヒアランス向上に資する安定性、利便性向上のための変更に限る。
2. 処方医の処方意図を読み取り、医学および薬学的な観点から疑義照会の必要性を考慮するものとする。
3. 簡素化可能な事項であっても、患者の状態等を鑑み必要に応じ、薬剤師法第24条に従い問い合わせを行うものとする。
4. 患者が決して不利益を被らないように、説明の上、必ず合意を得てから行うものとする。なお、患者負担が生じる際には、患者にその旨を伝え、合意のもと対応を行うものとする。特に、第1条の4.5.については十分な説明と合意取得を行うものとする。
5. 在庫がないことを理由にする処方変更は、処方医の処方意図を読み取った上で、患者の不利益にならないよう心がける。

第3条 麻薬及び覚せい剤原料、また処方医の診療報酬に大きく影響が生じる場合は、第1条の合意項目に関わらず疑義照会を行う事とする。

第4条 変更内容については、必要に応じ発行機関にファクシミリ等を用い、速やかに伝えることとする。ただし、第1条Ⅰを除いてもよい。

第5条 保険薬局が、問い合わせ簡素化を開始するに際しては、必ず世話人会からの説明会に参加する事とする。

第6条 問い合わせ簡素化における処方箋発行施設と応需薬局及び患者との間において生じたトラブルや損害等については当事者間で責任をもって対処する事とする。大阪病診薬連携アライアンスは、一切の責任を負わない。

(細則第1条補足説明)

1. 成分名が同一の銘柄変更(先発品間でも可:薬価が同一もしくは低下する場合のみ)

例1) モーラスパップ 30mg (先発) ⇔ ミルタックスパップ 30mg (先発)

- ✓ 患者さんに(服用方法、価格等)説明後、合意を得て変更。
- ✓ 異なる商品名への変更については、「後発品への変更可」の場合のみ。

2. 剤形の変更

例1) ドグマチールカプセル 50mg ⇔ ドグマチール錠 50

例2) アクトス錠 30 ⇔ アクトス OD 錠 30

- ✓ 錠(カプセル、OD錠など)の粉碎指示時の同一メーカーの散剤への変更。
- ✓ 患者さんに説明後、合意を得て変更。
- ✓ 用法用量が変わらない場合のみ可。
- ✓ 外用薬の変更不可(軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更等)。

3. 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例1) アムロジン錠 5mg 1回2錠 ⇔ アムロジン錠 10mg 1回1錠

例2) ミカルディス錠 40mg 1回0.5錠 ⇔ ミカルディス錠 20mg 1回1錠

例3) リンデロン-V 軟膏 0.12%(5g/本)6本
⇔ リンデロン-V 軟膏 0.12%(10g/本)3本

- ✓ 患者さんに(服用方法、安定性、価格等)説明後、合意を得て変更。

4. 処方製剤をコンプライアンス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)。(抗腫瘍剤を除く)

例1) ワーファリン錠 1mg 1回1.5錠 ⇔ ワーファリン錠 1mg 1回1錠
ワーファリン錠 0.5mg 1回1錠

- ✓ 安定性のデータに留意。
- ✓ 自家製剤加算、一包化加算、嚥下困難者用製剤加算等が発生する事を説明し合意を得て変更。必要性があるにもかかわらず、患者さんの合意が得られない場合は疑義照会にて処方医師の判断を仰ぐこと。

5. 患者希望あるいはコンプライアンス等の理由により一包化調剤すること。

(抗腫瘍剤、あるいはコメントに「一包化不可」とある場合は除く)

- ✓ 安定性のデータに留意。
- ✓ 一包化加算が発生する事を説明し合意を得て変更。必要性があるにもかかわらず、患者さんの合意が得られない場合は疑義照会にて処方医師の考えを確認すること。

6. 経過措置等による一般名への変更による名称変更。

例1) エヌケーエスワン配合カプセル T25

⇒ テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム T25 カプセル

- ✓ 患者さんに十分説明したうえで、変更し調剤。

7. 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること。(外用剤の数量の変更も含む)

例1) ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg「EE」 28 日分 ⇒ 23 日分(5日分残薬がある場合)

例2) ルリコンクリーム 1% 3本 ⇒ 2 本(1本残薬がある場合)

- ✓ 次回の予約日まで処方日数が不足している等の理由で、投薬日数が処方せんの日数を超える場合は、必ず疑義照会を行う。

8. その他

協議にて簡素化できるものと考え得るものは、会員は誰でも事務局に提案する事ができる。

事務局は、問い合わせ項目に追加するかどうかを、世話人会にかけ審議する事ができる。

附則

I. この細則は、令和5年1月1日から施行する。